

ご契約者さま用商品説明資料

正式名称	商品名称
新変額個人年金保険V型	あしたの年金

特別勘定の運用実績によって積立金額・将来の年金額などが変動（増減）する
保険料一時払型の変額個人年金保険です。

<前厚型終身年金>

■ 特徴

POINT 1 一生涯にわたって年金をお支払い

- 最短で契約日の1年経過後から、一生涯にわたって年金をお支払いします。
- 契約時に据置運用期間を1年から15年（1年単位）の間で自由に設定できます。
※ただし、年金支払開始年齢（被保険者年齢）は所定の範囲内とします。
- 年金支払期間中に積立金がなくなった場合でも、被保険者が生存されている限り、一生涯にわたって年金をお支払いします。

POINT 2 「楽しみ」と「あんしん」のバランスを重視した年金

※詳細は P.3「年金の種類」をご覧ください。

- 前厚期間（年金支払開始日から25年）は、前厚期間経過後に比べて年金額を多めにお支払いします。
- 年金額は、年金支払開始日の年金支払基準額に年金額算出率を乗じた金額になります。
- 「前厚期間満了時における年金の合計額」は、運用成果にかかわらず、年金支払基準額の100%を最低保証します。



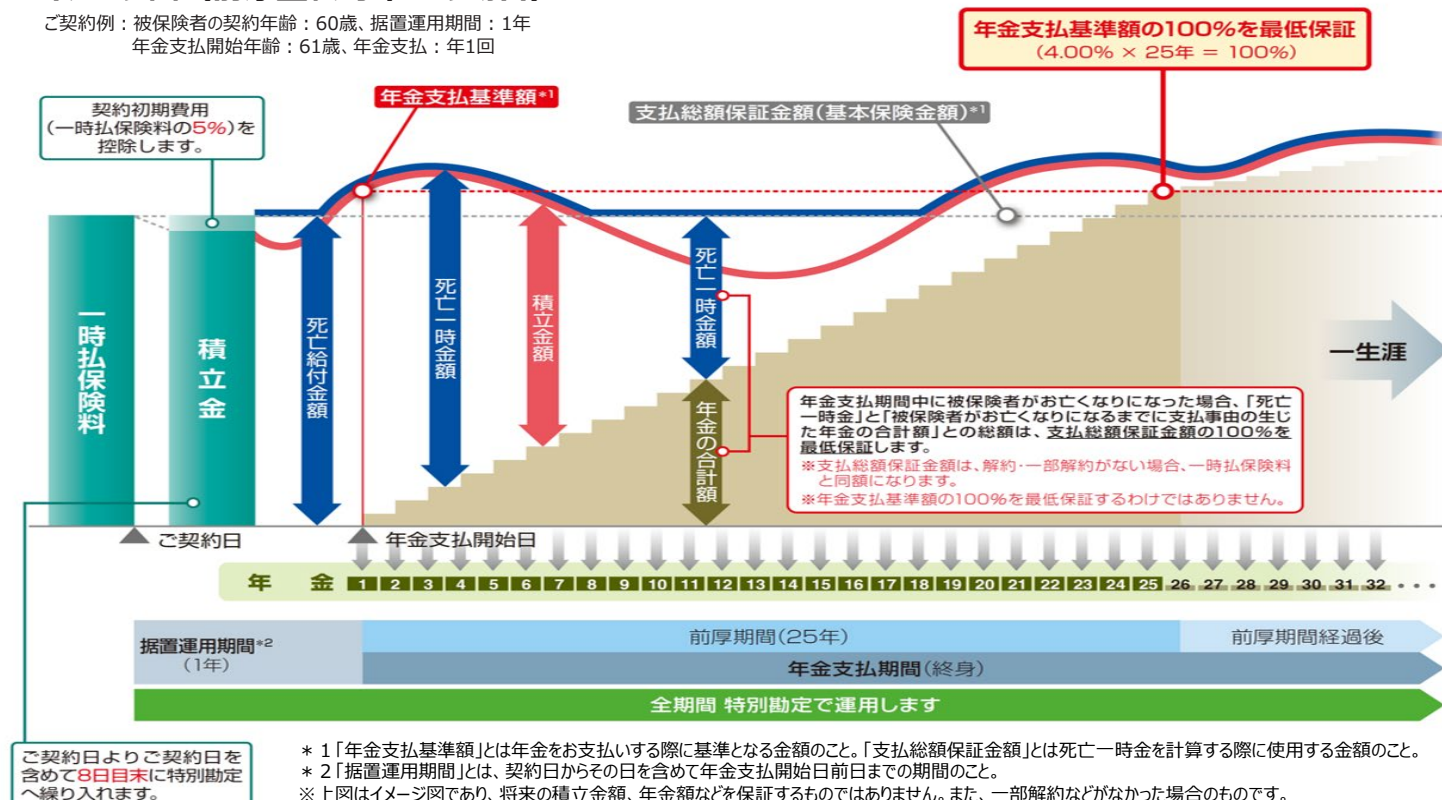
- 前厚期間経過後にお支払いする年金額は、前厚期間にお支払いする年金額に比べて少額となります。
- 「年金支払基準額の100%を最低保証」とは、前厚期間満了までにお支払いする年金の合計額による最低保証です。ご契約を年金支払期間中に解約した場合、解約返戻金に最低保証はありませんので、年金支払基準額または一時払保険料を下回ることがあります。

POINT 3 安定した資産の成長をめざす特別勘定

- 国際分散投資を行うバランス型（株式20%・債券80%）の特別勘定で安定した資産の成長をめざします。

■ イメージ図（前厚型終身年金の場合）

ご契約例：被保険者の契約年齢：60歳、据置運用期間：1年
年金支払開始年齢：61歳、年金支払：年1回



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。

- 特別勘定の運用実績によって、積立金額・将来の年金額などが変動（増減）する可能性があります。

<有期年金>

■ 特徴

POINT 1 セカンドライフを楽しむための年金

- 最短で契約日の1年経過後から、20年間年金をお支払いします。
- 年金支払期間中に積立金が無くなった場合でも、被保険者が生存されている限り、年金支払期間満了まで年金をお支払いします。

POINT 2 据置運用期間に応じてふやせる年金

※詳細は P.3「年金の種類」をご覧ください。

- 契約時に据置運用期間を1年から15年（1年単位）の間で自由に設定できます。
※ただし、年金支払開始年齢（被保険者年齢）は所定の範囲内とします。
- 据置運用期間に応じて、年金額算出率が増加します。
- 年金額は、年金支払開始日の年金支払基準額に年金額算出率を乗じた金額になります。
- 「年金支払期間満了時における年金の総額」は、運用成果にかかわらず、据置運用期間に応じて年金支払基準額の100%、102%、105%を最低保証します。



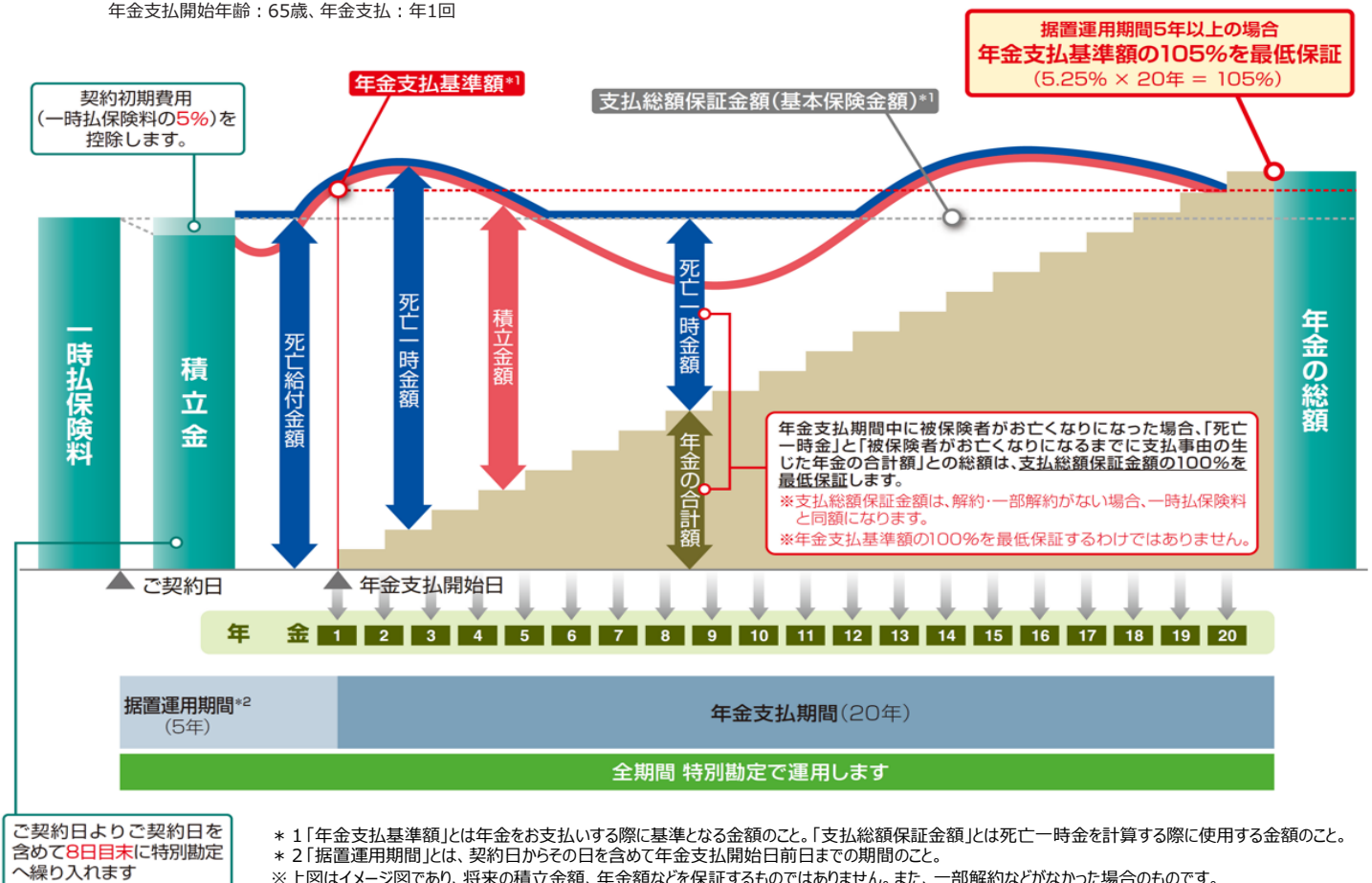
● 「年金支払基準額の100%、102%、105%を最低保証」とは、年金支払期間満了までにお支払いする年金の総額による最低保証です。ご契約を年金支払期間中に解約した場合、解約返戻金に最低保証はありませんので、年金支払基準額または一時払保険料を下回ることがあります。

POINT 3 安定した資産の成長をめざす特別勘定

- 国際分散投資を行うバランス型（株式20%・債券80%）の特別勘定で安定した資産の成長をめざします。

■ イメージ図（有期年金の場合）

ご契約例：被保険者の契約年齢：60歳、据置運用期間：5年
年金支払開始年齢：65歳、年金支払：年1回



* 1 「年金支払基準額」とは年金をお支払いする際に基準となる金額のこと。「支払総額保証金額」とは死亡一時金を計算する際に使用する金額のこと。
* 2 「据置運用期間」とは、契約日からその日を含めて年金支払開始日前日までの期間のこと。
※ 上図はイメージ図であり、将来の積立金額、年金額などを保証するものではありません。また、一部解約などがなかった場合のものであります。



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。

- 特別勘定の運用実績によって、積立金額・将来の年金額などが変動（増減）する可能性があります。

■ 年金の種類

	前厚型終身年金	有期年金													
年金支払期間	終身	20年													
年金支払開始年齢	60歳～90歳（満年齢）	1歳～85歳（満年齢）													
年金受取人	契約者または被保険者														
年金分割支払回数	年1回、年6回（隔月）、年12回（毎月）														
年金額	年金支払開始日の年金支払基準額 × 年金額算出率														
年金支払開始日の年金支払基準額	「年金支払開始日前日の基本保険金額」または「年金支払開始日末の積立金額」のいずれか大きい金額														
年金額算出率	<table><tr><th>前厚期間 （25年）</th><th>前厚期間経過後 （26年目～終身）</th></tr><tr><td>4.00%</td><td>1.50%</td></tr></table> ●年金支払開始日以後に積立金がなくなった場合でも、年金をお支払いします。	前厚期間 （25年）	前厚期間経過後 （26年目～終身）	4.00%	1.50%	<table><tr><th colspan="3">据置運用期間</th></tr><tr><th>1年または2年</th><th>3年または4年</th><th>5年以上</th></tr><tr><td>5.00%</td><td>5.10%</td><td>5.25%</td></tr></table> ●年金支払開始日以後に積立金がなくなった場合でも、年金をお支払いします。 ●最後の年金支払日において、その年金の支払直前の積立金額が年金額を上回る場合、積立金額からその年金額を差し引いた金額を最後の年金額に加算して、年金受取人にお支払いします。	据置運用期間			1年または2年	3年または4年	5年以上	5.00%	5.10%	5.25%
	前厚期間 （25年）	前厚期間経過後 （26年目～終身）													
4.00%	1.50%														
据置運用期間															
1年または2年	3年または4年	5年以上													
5.00%	5.10%	5.25%													
年金支払開始日の繰り下げ	可能 ●契約者は年金支払開始日前に限り、年金支払開始日を年単位で繰り下げることができます。 ●繰り下げ後の年金支払開始年齢（被保険者年齢）は90歳を限度とします。	可能 ●契約者は年金支払開始日前に限り、年金支払開始日を年単位で繰り下げることができます。 ●繰り下げ後の年金支払開始年齢（被保険者年齢）は85歳を限度とします。 ※契約日からその日を含めて繰り下げ後の年金支払開始日の前日までの期間を据置運用期間とした年金額算出率を使用します。													
年金支払開始日の繰り上げ	取扱いできません	取扱いできません													
契約後の年金の種類変更	取扱いできません	取扱いできません													

※年金受取人が被保険者の場合、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得たうえで、指定代理請求人をあらかじめ指定することができます。年金受取人が傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない場合などに、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

※契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得たうえで、年金受取人が年金支払開始日以後に亡くなった場合の新たな年金受取人（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。年金受取人が被保険者の場合、年金支払開始日以後に被保険者が亡くなったときは、死亡一時金を後継年金受取人にお支払いします。

※年金額は、年金支払開始日の年金支払基準額に年金額算出率を乗じた金額とします。したがって、将来受け取る年金額は年金支払開始日まで確定しません。

■ 保障内容

● 年金支払開始日前

名称	支払金額	支払事由	受取人
死亡給付金	被保険者が死亡した日の「積立金額」または「基本保険金額」のいずれか大きい額	年金支払開始日前に被保険者が死亡したとき	死亡給付金受取人

※ 契約日から特別勘定への繰入日前日までに被保険者が亡くなった場合、死亡日の基本保険金額と同額の死亡給付金をお支払いします。
※ 解約・一部解約がない場合、基本保険金額は一時払保険料と同額になります。一部解約した場合、基本保険金額は減額されます。
※ 死亡給付金の支払事由に該当し、死亡給付金が支払われた場合には、ご契約は消滅します。

● 年金支払開始日以後

名称	支払金額	支払事由	受取人
死亡一時金	被保険者が死亡した日の「積立金額」または「支払総額保証金額から被保険者が亡くなるまでに支払事由の生じた年金の合計額を差し引いた金額」のいずれか大きい額	年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき	年金受取人*

* 年金受取人が被保険者の場合はその相続人（後継年金受取人を指定されている場合は後継年金受取人）にお支払いします。
※ 解約・一部解約がない場合、基本保険金額は一時払保険料と同額になります。一部解約した場合、基本保険金額は減額されます。
※ 死亡一時金の支払事由に該当し、死亡一時金が支払われた場合には、ご契約は消滅します。

■ 付加できる特約

新遺族年金特約 （変額個人年金保険用）	● 被保険者が死亡した場合に、死亡給付金・死亡一時金を一括でお支払いすることにかえて、その金額の全部または一部を年金（遺族年金）でお支払いすることができます。 ● 年金の種類は、確定年金（5年・10年）です。 ※ 死亡給付金・死亡一時金をお支払いした後にこの特約を付加することはできません。 ※ 遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニユライフ生命の定める基礎率など（予定利率*など）により計算されます。契約時には、将来お受け取りになる年金額は定まっていません。 なお、マニユライフ生命の定める基礎率など（予定利率*など）は、経済情勢の変化などの理由により、将来変更される可能性があります。 * 予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。 ※ 遺族年金の年金額が5万円未満となる場合、遺族年金のお取り扱いはできません。 ※ 遺族年金の年金額が3,000万円を超える場合、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニユライフ生命の定める基礎率など（予定利率など）により計算された年金基金を超える部分については、当該部分を一時金で遺族年金受取人にお支払いします。
------------------------	--

■ 契約後の取扱い

解約・一部解約	可能 ●ご契約を解約した場合、解約返戻金をお支払いします。ただし、ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。また、年金支払期間中に積立金がなくなった場合、ご契約を解約しても解約返戻金はありません。 ●据置運用期間中にご契約を一部解約*した場合、解約返戻金をお支払いします。 * 年金支払期間中は一部解約のお取り扱いがありません。また、一部解約後の基本保険金額が次の金額を下回る場合は、一部解約をお取り扱いできません。	特別勘定	「特別勘定のしおり」や「マニユライフ生命ホームページ」をご参照ください。				
	<table><tr><th>前厚型終身年金</th><th>有期年金</th></tr><tr><td>350万円</td><td>100万円</td></tr></table> ●一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は同じ割合で減額され、死亡給付金の最低保証額も減額されます。 ●解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって毎日変動（増減）します。解約返戻金に最低保証はありませんので、次の場合、一時払保険料を下回ることがあります。 ・据置運用期間中に解約した場合の解約返戻金 ・年金支払期間中に解約した場合の解約返戻金と解約前に支払事由の生じた年金の合計額との総額 ・一部解約した場合の解約返戻金と年金額などお支払いする金額との総額 ●解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日（マニユライフ生命が解約・一部解約のご請求を受け付けた日の翌営業日）の積立金額（一部解約の場合、減額された積立金額）になります。 ※解約計算基準日・一部解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額（一部解約の場合、減額された基本保険金額）と同額になります。	前厚型終身年金	有期年金	350万円	100万円	契約者配当金	ありません。 ただし、遺族年金の年金支払期間中は5年ごとに利差配当*を行います。 * 遺族年金の年金基金についてはマニユライフ生命が運用を行い、その運用成果（利差）により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。ただし、運用実績によっては配当金がない場合があります。
	前厚型終身年金	有期年金					
	350万円	100万円					
	契約者貸付	取扱いできません					
	基本保険金額の増額	取扱いできません					



この保険のリスクと費用

■ 株価や債券価格の下落などによる損失のおそれがあります。

- 株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、下記の金額が払込保険料を下回ることがあります。

積立金額

解約返戻金額*

* 一部解約した場合、解約返戻金額と年金額などお支払いする金額の合計額

■ 次の費用をご負担いただきます。

① 契約初期費用

- ご契約時に一時払保険料に5%を乗じた金額を、特別勘定への繰り入れの際、一時払保険料から控除します。

② 保険関係費

- 特別勘定での運用期間中に死亡給付金などの最低保証のための費用、ご契約の締結・維持などに必要な費用として、特別勘定の資産総額に対して年率2.79%を毎日積立金から控除します。

※年金支払開始日以後、積立金が無くなった場合、それ以降は保険関係費を控除しません。

③ 運用関係費

- 特別勘定での運用期間中に特別勘定の運用にかかわる費用として、特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対しての信託報酬*年率0.19%（税抜）を毎日積立金から控除します。

* 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更される可能性があります。

※年金支払開始日以後、積立金が無くなった場合、それ以降は運用関係費を控除しません。

④ 年金管理費

- 遺族年金の年金支払期間中に遺族年金のお支払いの管理にかかる費用として、遺族年金の年金額の1%を遺族年金の年金支払日に責任準備金から控除します。

➔ 参照 くわしくは「**ご契約のしおり／約款**」をご覧ください。

■ 契約後の情報提供など

- 「四半期運用実績のお知らせ」 ご契約内容について、年4回お知らせします。

<保険契約全体について>

- ・ 保険証券番号（年金支払開始日以後は年金証書番号）
- ・ 年金額
- ・ 契約者名（年金支払開始日以後は年金受取人名）
- ・ 解約返戻金額
- ・ 被保険者名
- ・ 積立金異動履歴（年金支払開始日以後は年金支払履歴）
- ・ 年金の種類
- ・ 死亡給付金額（年金支払開始日以後は死亡一時金額）
- など

<特別勘定について>

- ・ 積立金額
- ・ ユニット数
- ・ ユニットプライス

- 「クォーターリーパフォーマンス レポート」 特別勘定の運用概況について、年4回お知らせします。

- ・ ユニットプライスの推移
- ・ 組入銘柄
- など

- 「（特別勘定）決算のお知らせ」 特別勘定の決算内容について、事業年度末の情報を決算確定後にお知らせします。

- ・ 特別勘定資産の内訳
- ・ 特別勘定の運用実績
- など

- 「マニユライフ生命マイページ」では、パソコンやスマートフォンなどを利用して、下記サービスをオンラインでご利用いただけます。

- ・ 保障内容（給付金額など）の確認
- ・ 積立金/解約返戻金などの照会
- ・ マニユライフ生命からのお知らせ
- ・ お問い合わせフォーム
- ・ 一時払の投資型商品の解約
- ・ 生命保険料控除証明書の再発行
- ・ 保険証券の再発行
- ・ 住所・電話番号の変更
- ・ お手続き書類の取り寄せ（改姓、名義変更）
- など

※2025年10月時点のサービス内容となります。

● お問い合わせ先



お電話で

マニユライフ生命変額年金カスタマーセンター

0120-925-008 受付時間9:00～17:00
(土日祝・12/31～1/3は除く)

- 契約内容・積立金額のご照会
- 特別勘定のユニットプライスのご照会
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 など



インターネットで

マニユライフ生命のホームページ

WWW.manulife.co.jp

- 特別勘定のユニットプライスのご確認
- 「クォーターリーパフォーマンス レポート」のご確認 など

この資料は、ご契約者さま用商品説明資料です。商品の詳細については、次の資料をご覧ください。

ご契約のしおり／約款

特別勘定のしおり

※この「ご契約者さま用商品説明資料」では、「ご契約のしおり／約款」などに記載されている「保証金額付前厚型特別勘定終身年金」を「前厚型終身年金」、「保証金額付特別勘定有期年金」を「有期年金」と表記しています。

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社



変額年金カスタマーセンター

0120-925-008

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp